

2020 年度 一般財団法人 環境対策推進財団委託事業

科学的知見を合理的なリスク管理に結び付けるための科学技術ガバナンスのあり方

研究成果報告書概要

大阪大学データビリティフロンティア機構/社会技術共創研究センター 岸本 充生

本研究では、第 1 節と第 2 節では米国の連邦政府の規制改革の動向をトランプ政権の末期とバイデン政権の動向をまとめた。第 3 節では米国環境保護庁が進めていた規制改革の動向を整理した。第 4 節では欧州委員会のベターレギュレーションの動向についてまとめた。

米国トランプ政権では、規制を削減するという強い政治的意思のもとスタートし、新しい規制を 1 つ導入するたびに既存の規制を 2 つ廃止すること（“two-for-one”条項）と、差し引きの規制遵守費用の範囲を指定すること（規制予算：regulatory budget）といった新しい制度が導入されたが、規制影響分析（RIA）をはじめとする規制策定手続きはおおむね 40 年の伝統が維持されていたことがわかる。また、政権末期には規制導入数が大幅に増えたことも明らかになっている。

2021 年 1 月に開始されたバイデン政権は、就任と同時に多数の大統領令（Executive Order）や覚書（Memorandum）を公布し、トランプ政権で導入された様々な施策の軌道修正を行った。規制政策に関しては 3 つの重要な大統領令を公布した。1 つ目はトランプ政権末期に提案された規制措置を据え置くための覚書、2 つ目は “two for one” ルールや「規制予算」などの根拠となる大統領令の取り消し。3 つ目が「規制審査を近代化する」ための OIRA への覚書、である。また、大統領令 13990 号では気候変動に関するすべての規制の見直しが環境保護庁（EPA）に指示され、トランプ政権で改訂された炭素の社会的費用（SCC）の見直しも指示され、すでに暫定案が公表されている。さらに、公平性や衡平性を重視した取り組みも数多い。

環境保護庁（EPA）は 2018 年 4 月 30 日、「レギュラトリーサイエンスにおける透明性を強化する」と題する提案ルール（通称「透明性ルール」あるいは「秘密の科学ルール」）を公表したが、2020 年 3 月に追加の通知が出され、2021 年 1 月 6 日という政権末期に最終ルールとして公布された。ここでは対象が「用量反応データ」に絞られた。そのために無害であるという指摘もあるが、バイデン政権は無効化しようとしている。

欧州委員会では、委員長に選出された Ursula Von der Leyen 氏は、2019 年 9 月、ツドテープを削減するために ‘One-in, one-out’ 原則を適用するだろうと述べ、導入に前向きな姿勢を示した。しかし、これを含む予定の「ベターレギュレーション戦略」の改訂版は、もともと 2020 年春に公表される予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて夏以降に延期され、2021 年 3 月時点でまだ公開されていない。この間に、“Fit for Future Platform（F4F）” という名のハイレベル専門家グループを立ち上げた。2015～2019 年に運用された REFIT platform を継承するものである。